

## 第二節 明治中期の社会

### 二〇、明治十五年内湯事件和解約定書

(大江広二家所蔵文書)

#### 為取換約定書

- 一、西村六左衛門片岡初太郎両家之内湯ニ対シ同業中ニ生シタル紛紜和解取扱之条件左之如シ

#### 第一条

- 一、内湯条例製定マテ西村氏之内湯ハ之カ開閉ハ湯名

#### ニ托スル事

但シ内湯々銭ハ湯方ニ於テ定ム尤当分仮ニ一人

ニ付金式拾五銭卜定ム

#### 第二条

- 一、該湯銭ニテ自今修繕其他ノ費用ヲ仕払残り純益金

ヲ湯方ニ四分西邨氏ニ六分分配之事

#### 第三条

- 一、片岡氏之内湯ハ本月ヨリ向フ二十ヶ月間堅ク閉鎖

シ式十卷ヶ月ヨリ西村氏内湯ニ倣ヒ開槽之事

#### 第四条

- 一、当湯島村ニ於テ開設スル内湯ハ之カ条例ヲ湯方ニ

於テ協議製定シ之ハ誰彼ヲ論セス一般其条目ヲ遵

守スル者トス

#### 第五条

- 一、葛藤以降取行タル事件ハ双方其求メニ応シテ取消

之事

但シ新聞取消ハ両氏ニ於テ取扱者ノ綴リタル文

案ヲ主眼ノ文字ハ弍号活字ヲ以テ最前両氏ヨリ

広告セシ新聞數ヨリ少カラス三倍ヨリ不多新聞

ニ七日間廣告之事

右這般取扱之条々双方熟議致シ和親全ク整タル上ハ向

後従前之好誼ニ復シ一点ノ隔心ナク俱ニ水魚之歡ヲ尽

シ戮力同心編ニ土地之繁榮ヲ期シ益温泉之美名ヲ顕シ

其寄効ヲ汎ク江湖ニ発揚シテ四方浴客之盛大ナラン事

ヲ厚ク注意スヘシ依之同業者并戸長及ヒ取扱人連署之

和解書ヲ製シ互ニ換取シテ後日之証ニ備フルモノナリ

明治十五年九月念五日<sup>(註)</sup>

楽々浦村

二一、楽々浦村儉約申合わせ(明治十八年)

(瀬崎藤右衛門家所藏文書)

儉約村内申合

一禁酒

一年頭廃シ

一初午同

一五節句同

一婚礼 沓汁沓菜 大盃沓献

并ニ小盃ハ勝手タルベシ

一仏事 沓汁沓菜但シ禁酒

一死去之節 墓場ニ酒沓升 内廻り同断

一式人以上最会喰并ニ最会酒禁ズ

但シ右ニ洩る者有之バ沓人前金五銭宛取立候也

万事儉約相守リ可申様村内一同申合依テ連暑候也<sup>(註)</sup>

一博突致ス者有之候ハ、前以申合候通山川稼差留候也

明治十八年酉旧十二月九日

- 瀬崎藤左衛門 印
- 同 藤右衛門 印
- 同 藤大夫 印
- 小中市左衛門 印
- 大嶋権右衛門 印
- 和田治郎右衛門 印
- 田中孫左衛門 印
- 岩本 慶三郎 印
- 岸本与右衛門 印
- 水本幸右衛門 印
- 清水市郎兵衛 印
- 岩本 喜藏 印
- 中家権左衛門 印
- 中家 松太郎 印
- 杉本四郎左衛門 印
- 杉本六郎右衛門 印
- 山下 喜太郎 印

小向六郎兵衛 印

小向六右衛門 印

瀬崎 とく 印

松本長右衛門 印

今井市右衛門 印

東家 喜三郎 印

川崎六左衛門 印

川崎 六十郎 印

岩崎 石松 印

坂本 仙太郎 印

小柳 小平次 印

西山 繁蔵 印

和田 嘉蔵 印

二二、桃島溜池払下耕地変換歎願書

(秦忠雄家所蔵文書)

但馬国城崎郡桃島村字坂ノ江官有溜池全部御払下之上埋立耕地へ変換事業資本金壹万円御貸下之義

歎願書

但馬国城崎郡桃島村人民誠恐誠惶頓首々々懇願哀請  
ス

兵庫県知事内海公閣下目今本村五十余戸二百余口生活其道ヲ失ヒ誠ニ危急存亡之秋ニ至ルヲ以テ止ヲ得ス其状情ヲ具シテ官有溜池御払下及開田資金壹万円御貸下ノ願請ヲ為ス我輩人民真ニ是レ

知事公閣下ノ赤子

知事公閣下ハ真ニ是レ我輩人民ノ仁父慈母伏シテ祈ル閣下特ニ憐察ヲ垂レヨ焉

謹テ案スルニ我桃島村ハ蓋上古ヨリ山ニ住シ水ニ漁シ以テ生ヲ為ス桃島神社列シテ延喜式ニ在リ以テ村居ノ由リ来タル所ノ久遠ナルヲ証スベシ降テ

靈元天皇寛文延宝ノ間ニ在リ民戸ニ拾ニ過ズ耕地六拾石ヲ有シ今沖ノ島ト称スル地ヨリ内尽ク入江ニテ人民朝ニハ耕シ夕ニハ漁シ富マズ貧シカラズ欣然自ラ安ジ一生ヲ太平無事ノ世ニ終ヘリ東山天皇元録四年ニ至リ同郡豊岡町菊屋徳右衛門ナルモノ旧豊岡藩主ニ請ヒ准

允ヲ得テ始メテ右沖ノ島ヲ開墾シテ田ト爲ス爾來新田ヲ開墾スルモノ多クシテ而シテ大抵他村富有者ノ有スル所ニ係レハ則田益多クシテ漁業ノ場愈狭ク穀愈熟シテ民愈窮ス遂ニ寛政年間ニ至テハ殆ド漁業ノ処無ク小作傭耕以テ僅ニ生ヲ保ツニ至レリ

而シテ太平無事ノ世民戸ハ歳ニ反テ其多ヲ加ヘ輒近ニ至テハ五十余戸アルニ及ベリ是ニ於テ乎窮益窮ニ就テ生活ノ計出ル所ヲ知ラズ是ヲ以テ明治十七年三月右溜池ヲ養魚場トシテ廿一年マテ貸与アラシム事ヲ請ヒ其九月十日ヲ以テ准允ヲ得闔村人民力ヲ尽シテ養魚ニ従事セリ

然ルニ歲月之久シキ右溜池大ニ古ト其形勢ヲ異ニシ泥土満面ニ遊塞シ池水淺渚以テ大魚ヲ長養スルニ足ラズ且近年川流溢レ易ク不幸ニシテ数尺ノ出水ニ遇フトキハ全池ノ魚尽ク流出シ去リ百金之費一歳ノ勞一朝皆無ニ帰シ五十余戸二百余口一年ノ生計蕩然トシテ尽キキ手ヲ束ネテ飢ヲ待ツノミ其幸ニシテ出水ニ遇ハザルモ頃來百貨低落加フルニ隣村ナル湯島浴客減少需用始下無

キカ如ク且数寸の小魚販路甚タ狭ク到底其得ル所以テ其失フ所ヲ償フニ足ラザル也於是乎養魚ノ業モ亦勞シテ功無ク反テ其窮ヲ加フルノミナリキ

然ラハ則小民ハ専ラ小作傭耕ニ従事センカ小作傭耕モ亦以テ其窮ヲ救フニ足ラザル也既ニ已ニ生計ニ窮シテ養魚ヲ興シ養魚又窮シテ産業蕩然加フルニ不景氣ノ余百貨低落ノ後負債山ノ如ク百困千苦一時迫蹙田ヲ売り畑ヲ販キ牛ヲ以テ米ニ賣ヘ犢ヲ以テ麦ニ易ルニ至リ本村所有ノ地モ大抵他村ノ有ニ帰シ目今僅ニ貳千余円ノ地価ニ過キス是ヲ以テ從來小作以テ生ヲ為スモノモ今日作ルベキ地無キニ苦ムモノ往々ニシテ是レ且上ニ陳セル沖島耕地ノ如キ小作人力ヲ竭シテ耕耘スレトモ秋初成熟ノ期ニ至リ如シ海潮稍高キニアヘバ尽ク塩入ト爲リ全田枯草ニ異ラズ况ヤ之ニ加フルニ洪水ヲ以テスルヲヤ小作傭耕ノ窮於是乎極マレリ

蓋一利ヲ興シテ一害之ニ随フハ勢ノ免レザル所タレトモ本郷ノ若キハ一利未ダ興ラズシテ百害已ニ聚ル今日ノ勢復興スベキノ利無クシテ復除クベカラザルノ害ア

リ是ヲ以テ去々年ノ如キハ北海道ニ移住スルモノ有ルニ至ル是ノ如ニシテ止マザレハ全村ノ廢亡立テ待ツベキ也嗚呼<sup>(嗚呼)</sup>二千年ノ旧村祖ニ先々ノ住スル所子々孫々ノ育スル所一旦將ニ亡滅セントス苟モ人心アルモノ口豈ニ之ヲ言フニ忍ヒンヤ耳豈之ヲ聞クニ忍ヒンヤ况ヤ身之二遭フテ目之ヲ見ルニ於テヲヤ父母ノ心果シテ如何妻子ノ情果タシテ如何所謂勞苦困極疾痛慘<sup>(慘)</sup>但豈之ヨリ甚シキモノアラヤ桃島<sup>(マヱ)</sup>之神祖宗之靈モ当ニ天上地下ニ慟哭スヘシ人窮スレバ則思フ我人民困窮之極ル苦心焦思千慮万計スルニ新田開墾ノ外復他策無シ

新田開墾ノ策如何也前ニ陳セル溜池<sup>(溜池)</sup>払下ヲ乞フテ之ヲ埋ムル是ノミ右溜池官有二属セルモノ六町步即一万八千坪先其一万坪ヲ十ヶ年間ニ埋立随ヒ埋メ随ヒ耕シ一万坪ヲ得ルニ至レバ夏冬兩作毛ノ收穫ヲ得テ全村以テ糜粥ヲ供スルニ足ラン然ル後猶全力ヲ進メテ八千坪ヲ埋メ立ルトキハ二十年ヲ出ズシテ六町步ノ良田井然トシテ成ル矣於是乎全村人民幸福ヲ万世ニ保ツヲ得テ國家富強ノ万一二補アルヲ庶幾スヘシ之ヲ万全ノ巨利ヲ

興シテ毫末ノ幣害之ニ随ハスト云フ而シテ之ヲ埋ムルノ方溜池ヨリ南僅ニ五十間山アリ此山土ヲ舟載シテ之ヲ運スルトキハ路甚近クシテ勞尤省クヘシ且本村ハ水利ニ富ムヲ以テ亢旱ニ遇フトモ灌溉ノ便ヲ失ハス其良田ヲ得ル決シテ疑ハサル所也所謂天府之土天幸之助ケアルモノニ非スヤ於是乎全村二百余人ノ赤子丹心血誠頓首再拜シテ更ニ知事公閣下仁父慈母ニ懇願哀請シテ特ニ救済ヲ仰カサルヘカラサルモノアルニ至レリ

良田ノ決シテ得ヘキ是ノ如シ今其起工ノ費用ヲ算スルニ金貳万円ヲ要スヘシ而シテ本村ノ現状何ソ此ノ金ヲ得ルノ策アランヤ是ニ於テ特ニ救済ヲ仰クモノハ資本金ノ内一万円ヲ無利息貸下シ十年間据置キ第十一年ヨリ之ヲ三十年ニ賦シ新田ノ收穫ヲ以テ之ヲ完納スル事ヲ准允セラル、ヲ乞フニ在リ然ルトキハ此貸下金ヲ以テ工費ノ一半ニ充テ其一半ヲ即一万円ハ全村民ノ勞役ヲ以テ之ニ充テ人民心ヲ協ヘ死力ヲ尽シテ従事セハ成功必スベキ也苟モ此金ニシテ未タ得サルトキハ此事業

手ヲ下スニ由無シ手ヲ下サレハ以テ全村ノ滅亡ヲ救フ無シ況ヤ宝山前二在リ手ヲ空クシテ止ムベケンヤ是レ此ノ懇願哀請ノ止ムベカラサル所以也

然ラバ則全村ノ存亡ハ開田ノ成否ニ在リ開田ノ成否ハ貸下金ノ許否ニアリ其許否ニ因テ二十年來ノ旧村五十余戸二百余口ノ安危存亡決ス矣聡仁ニシテ慈仁ナル知事公閣下必能ク其実状ヲ明識シテ其真情ヲ洞察セン人皆人ニ忍ヒザルノ心アリ況ヤ

閣下人ニ忍ヒザルノ心ヲ以テ人ニ忍ヒサルノ政ヲ行フ我人民ノ若キ決シテ後ニセサル所ニ在リ古人一夫其所ヲ得サル恥ツ今全村二百人ノ惨状

閣下豈特ニ之ヲ恥ルノミナランヤ必將ニ救濟其方ヲ尽シテ後止マントス仁君上ニ在リ赤子疾痛

閣下に非ラスシテ其レ將夕誰ニ告ケ誰ニ懇ヘン切ニ祈ル

知事公閣下以上詳陳スル所特ニ諒察ヲ賜ヒ右溜池払下ヲ許可シ資金一萬円貸下ヲ允准セラレン事ヲ隣村保証地主総代連署及別帑方法案ヲ添ヘテ進呈ス桃島村人民

丹心血誠懇願哀請ノ至ニ任ル無シ誠恐誠惶頓首頓首拜

明治廿年 月 日

開田方法案

但馬国城崎郡桃島村字坂ノ江

一 溜池九町歩

内二町歩 岩本八郎衛門私有地

残

一 六町歩

全村七百八十六番官有地佃養魚場設備之場所ニシテ今度御払下願之處

此内三町三反三畝拾歩

此坪数壹万坪 十ヶ年間ニ埋立開田願換之地

此開田費金貳万円 但壹坪ニ付金貳円トス

内

一 金壹万円

村中ヨリ人夫二十万人一人實金拾錢此内一人實錢ノ内五錢ツ、ヲ十ヶ年ニ積立ノ見込

残

金壹万円

無利息拝借金十ヶ年据置第十一ヶ年目ヨリ三十ヶ年賦上納之見込

右之通り御座候也

二三、今津村規約案

(上崎茂家所蔵文書)

明治廿一年度今津村小会議々案

[甲号は略す]

乙号

第壹条

一、近年引続キ金融閉塞特ニ当村義者山論ノ余毒其跡断タス一統大困窮依テ村内一統大儉約堅ク相守ルヘキ事

但シ如何ナル人タルモ祝義<sup>註</sup>不祝義等如何ナル租<sup>註</sup>末ニ涉ルモ敢テ一言之不足ヲ言間敷事

第貳条

一、田舎廻リ芝居及俄狂言盆踊等決シテ相成ラサル事尤モ時宜ニ依テ其際村会ヲ設其上評義スル者也

第三條

一、年内通常休日ヲ定ムル事元始祭神武天皇祭天長節余者旧例用ユルモ妨ケナシ

第四条

一、賭博ハ無論是ニ類スル餘者一文之事ト雖モ一切相成ラサル事

右目付役トシテ当壮年社中へ申付ル者ナリ若犯ス者有之見付候節者直チニ酒式升ヲ出サシムル場合ニ依テ者右社ヨリ警察署ニ告発スル者ナリ此義ニ於テ者何人タルモ用捨ナシ該酒者社中へ遣ス者ナリ

第五条

一、火之番之事

日行司夜番等ハ総シテ前年之通りニ習フヘシ尤モ非常之列風<sup>註</sup>ノ節者其大小夜番へ会シ式人宛怠慢ナク村内ヲ巡廻シ若日行司怠ル節者該夜番ヨリ情々注意致スヘキ事

但シ春夏之節者当番ノ者格別要用ナキトキ者必ス村内ヲ離レス酷敷<sup>註</sup>注意スヘシ若無要用ニテ他出ルトキ者直チニ其当番中工頼置ヘキ事

第六条

一、渡し番之事

渡し番者組合ヲ設ケ置當番人モ必ス弁当持參ニテ番小屋へ出勤シ昼夜離ルヘカラス若規定ニ背キ旅行人之妨ヲナスモノト認ムル時者組合者該人ヨリ直チニ本人ニ付金五錢出サシムヘキ事尤モ該小屋へ一ツ之小箱ヲ掛ケ置渡しニ付不都合或者規定ニ背クト認ムルトキハ何人ニ限ラス無名之投票ヲ該箱中ニ入レ置之事其時宜ニヨリ総代議員立会之上該箱ヲ開キ右不都合之者有之トキ者直チニ組合人ヲ呼出シ長者ヨリ本人掛合フヘキ事其節ハ如何ケナル人タルモ少シモ用捨ナシ

但し近傍村へ万一出火<sup>示明</sup>之有之節者其渡し番ハ近傍家ノ者船老艘宛ヲ以テ怠リナク注意致ヘキ事若由縁アリテ其場合ニ望<sup>望</sup>マサルヲ得サルモノハ次番ノ者え依頼シ万事落度<sup>マツ</sup>ナク様致スヘシ但し近傍家トハ組合人ノ事若其節手之合サル時者大小夜番ヲ仕フモ妨ケナシ其節夜中ナレハ総代ヨリ蠟燭五本ヲ貰受不用之節者直チニ返スヘシ

第七條

一、年内集會時限ハ鳴木ヲ以テ報スニ番鳴木迄ニハ何等之會議タルモ早速出會致スヘキ事  
但シ三番鳴木モ未タ欠席又ハ遅刻スル者ハ薪炭料トシテ金五錢ヲ出サシムル事該金取集人員者  
第五條組合中ヨリ取集總代へ持參スヘキ事  
尤モ金取集人者其場限り

第八條

一、田畑山林及ヒ作物其地<sup>地</sup>一切ノ者<sup>物</sup>へ妨害或ハ盜取ル者有之トキ者損害料トシテ酒貳升出サシムル事  
但シ右目付役トシテ當村壯年社中へ申付ル者也  
若犯ス者アリテ該社中之者へ認メラル、時者右社中へ差出ス者也

第九條

一、他村社寺其外諸勸化ハ一切相斷リ致スヘキ事  
但シ万一止ム得サル場合ニテ總代ヨリ許容ノ節者此限りニアラズ尤モ其節總代認メ証無之トキハ最早總代ヨリ取替ニ相成ル事ト心得ウヘシ



第十条

一、野山働キ割木割出ス者左之通り相守ルヘシ  
一、割木沓タキニ付金沓銭出サシムヘキ事

尤モ其数ハ本人ヨリ六月三十日十一月三十日限り

無相違惣代へ届出スヘシ

但し其目付役トシテ中村与兵衛斎藤惣左衛門へ  
依寄托スル者也

陳ル上者堅ク相守ルヘキ事決算ハ年末之事

第十一条

一金六円五十銭 雇男上等給料半期

々五円五十銭 中等給料

々四円五十銭 下等給料

但し半期トハ旧三月十五日ヨリ九月十五日迄ナ

リ尤モ景況ニヨリ変動之場合ハ第一条之但し書

ニ準ス余者此限りアラス

第十式条

一 葬礼或ハ前年之通りニ定ムル哉否哉

二四、日清戦争につき戦勝国威発揚の祈禱

(今津公民館所蔵文書)

(表紙)

明治廿七年三月起
役場諸達綴込
当部落惣代
斎藤繁太郎

人第一四一〇号ノ二

今般日清交渉事件破裂シテ戦端ヲ開クノ止ムナキ事ニ  
ナリ既ニ我ガ忠君爱国ノ兵士派遣セラレ相互ニ国力ヲ  
戦ハスニ至レリ実ニ国家ノ大事是ヨリ重キハナク厄難  
之レヨリ大ナルハナシ茲ニ於テ城崎美含両郡神職協議  
ノ上其所在神社ニ対シ奉ツリ本月去ル二十七日ヨリ来  
ル九月二日迄戦勝国威発揚兵士健全国家安泰ノ祈禱ヲ  
致ス事ニ相成候ニ付テハ当村湯島村四所神社神前ニ祈  
禱左記ノ通り執行相成条全日ハ必ラズ参拜ハ勿論尚敬  
意ヲ表セン尚各戸昼ハ国旗夜ハ軒釣燈ヲ掲ゲル様御

諭達ニ相成度此段及照会候也

祭 式

一、祈禱、日ハ来ル九月二日正式典執行セラル

一、全日午前八時神饌ヲ下賜セラル

一、全日正午在郷軍人及氏子総代各部落総代ハ神酒ヲ

下賜セラル

一、在郷軍人へ守護札及供米ヲ下賜セラル

以上

明治廿七年八月三十日

城崎郡湯島村役場 印

今津部落惣代

御中

二五、大日本農会々員募集への勧誘

(今津公民館所蔵文書)

(表紙)

<p>明治貳拾八年参月ヨリ 役場 諸 達 綴 込 当部落惣代 斎藤繁太郎</p>
--

人第一四四八号ノ二

大日本農会々員募集ノ義ニ付全会幹事長前田正名ヨリ  
特ニ依頼ノ次第モ有之ニ付御郡内農事篤志家其他有志  
者等精々御勧誘入会候様御配意相成度此段及御照会候  
也

追テ右ニ係ル要領書ハ当庁へ配付有之ニ付就テ閣覽  
候様御示シ相成度此段申添候也

明治廿八年九月十六日

城崎町役場 印

## 第三節 勤儉奨励と

### 農業の近代化

#### 二六、上山村儉約規定

(内川村誌史料)

#### 日露開戦ニ付儉約規定

- 一 管理者及立会人ハ無給無日当トス
- 但衛生上ノ取締ニ関シテハ此限ニアラス
- 一 立会人ハ九名ニ改メ任期ヲ一ケ年トシ公撰ヲ以テ之ヲ定メ代理ハ許サ、ルモノトス
- 一 寺割ハ管理者宅ニ於テ行フ
- 一 川堀ノ昼飯ハ廃止ス
- 一 演劇盆踊例祭ノ出シ物ハ総テ嚴禁ス
- 一 宮ノ御神酒ハ従来ノ半額トス
- 一 伊勢及祇園両社ノ村代參ヲ中止ス
- 一 伊勢講、山ノ神講、行者講、金比羅講、太子講、妙

見講、御日待、齋ヲ休止ス

一 祝義ニハ樂器ヲ使用セス村客ヲ為サ、ルモノトス

一 葬式ニハ喪主ヨリ頼マレサル者ハ合力ヲ為サス

但香奠ハ従前之通り

一 香奠持參人へ飲食ノ饗応ヲ為サ、ルモノトス

一 仏事ハ略シテ上ケ法事トス

一 年始盆祭礼秋休ノ為メ村外親戚間ノ往来ヲ中止ス

一 年玉及歳暮ノ贈答ヲ中止ス

一 年始盆年末ノ礼者ニ酒ノ饗応ヲ為サ、ルモノトス

一 初午両節句両彼岸<sup>④</sup>亥の子ノ餅ヲ為サズ并ニ節句ニハ

雛、幟ヲ立テサルモノトス

一 赤飯、餅、諸土産物ノ遺り取りハ村ノ内外ヲ問ハス

為サ、ルモノトス

一 朋友連中ノあすび及念仏ヲ禁止ス

一 下人雇人ニハ家族同様ノ食事ヲ為サシメ仕舞酒ヲ廢

スルモノトス

一 酒、麵類、菓子、豆腐、蒟蒻壳ハ協議交渉ノ上營業

セサルコトニ決ス

一 前掲ノ規定ヲ確守セサル者ハ村中ノ交際ヲ断絶スルモノトス

一 本規定ハ本村總會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ解約セサルモノトス

一 本規定ハ管理者及立会人ニ於テ取締ヲ為ス

明治參拾七年二月式拾六日

上山村

二七、今津部落規約

(今津公民館所藏文書)

(表紙)

<p>明治三拾八年度 今津村会 決議録 惣代</p>
------------------------------------

〔三月一日部落会〕

一 村中大儉約相守ルベキ事

右從來ノ例ニヨリ堅ク相守ルベキ事

一 夜番火之用心ノ事

大番小番ヲ廢シ壹日式戸ヅ、小口廻リニ嚴敷相勤メ大風等ノ節ハ日行司嚴重ニ廻スベキ事

一 例年ノ代參及堂迎ノ件

代參ハ伊勢參リ壹人京參リ壹人ニ定メ各講組交替ニテ參詣スル事、堂迎ハ村中惣堂迎トシ賄方トシテ年番当番ノ者早朝ヨリ兩惣代ノ指揮ニ從ヒ準備スヘシ村中ノ者ハ正午ヨリ集マリ万事整頓スヘシ但シ酒ハ壹切廢止シ村ヨリ御神酒壹升神前ニ供フル外用ズ代參客人ノ土産酒廢止參詣人ノ近所堂迎モ廢止スル事

一 日町ノ件

日待ハ正月二五月ト式回村中五合日待相勤メ其他ハ昨年ノ通り式合日待トス拵酒ト称スルヲ廢シ神酒壹升ニ限ル

一 日役酒ト称スル者廢止ノ件

稗田いぜ苗城溝堀リ中島豊掛ケトニハ惣代ヨリ應分取計フ事アルベシ

一 投書函之件

野荒シ其他ノ何レニ限ラズ万事不都合ナル所置ヲ為ス者アリヲ認メ直接処分致シ難キ等ノ場合アルトキハ委細記入シ投書スベシ惣代ハ時々開箱シ事実ニヨリ之ヲ村中ニ計ル事アルベシ

一 初寄改正ノ件

例年ノ初寄ヲ旧八日ニナシ役替モ全日ニ行フ

正月大日待モ全日ニ行フ事

一 奥山道造リノ件

村中老日弁当持ニテ道造リ実行スル事

其方法ハ臨時協儀ノ上定ムベシ

一 渡場舟小屋普請ノ件

右普請ノ為メ村中老日ヅ、相掛リ万一成功セザルトキハ屋根職ヲ以テ成就セシム

一 日役世話人ノ件

従前ノ世話人ヲ廢シ惣代付トナス事

一 渡ノ世話人用水及サントウ世話人改正ノ件

右ハ従前ノ世話人依頼スル事

一 村費其他惣代徴集金未納者処分ノ件

未納者ニ対シテハ惣代ヨリ充分督促ヲ為スハ勿論其組長ヨリモ充分注意シ尚応ゼザル者ハ村規ニ基キ徴戒処分ヲ実行ス可シ而シテ未納額ハ欠損トシテ次期ノ村費ニ賦課スル事

一 五月拾式日監時會議員組長惣会

一 小麦甫「ドクムギ」予防ノ件

一 蚕病予防法施行ノ件

一 苗城<sup>ヒ</sup>及本田害虫駆除予防ノ件

一 右四件組長ヨリ各組内へ洩無ク通告スル事

一 出征軍人遺族ノ困窮ナル者ニ業務ノ助力ヲナシ後顧

ノ患ナカラン事ヲ期ス

右郡長ノ訓令ニ基キ実施ス其方法左ノ如ク決議ス

村内出征及外召集セラレシ軍人家族并ニ極貧者ヲ除

キ其他ノ者老日ヅツ合カスル事但シ上ヨリ廻リ番ニ

テ被助力人ノ都合ニテ応ズル事

村中助力人三拾式戸

此割当

拾六人 上崎喜左衛門

六人 田渕市三郎

六人 木下治太郎

四人 上崎重太郎

計 三拾式人手間

外二 浦滝喜市郎 奥本善右衛門 西垣安平

右三人ハ若者軍籍ニ付キアリ何時召集セララル、(ママ)

ヤ計リ難キニ付除キ置ク事

二八、共同苗代組合準則

(戸島区所蔵文書)

何々共同苗代組合準則

第一条本組合ハ明治四十年県令第三十八号共同苗代設

置規則ノ趣旨ニ基キ稲作ノ改良労力及経費ノ減

少ヲ計ル為ノ苗代ニ関スル一切ノ施設ヲ共同作

業スルヲ以テ目トス

第二条本組合ハ何町村何大字ニ於テ稲苗代ヲ設置セン

トスルモノヲ以テ組織シ何々共同苗代組合ト称  
ス

第三条本組合ニ管理者一人副管理者一人評議員ト担当  
者若干名ヲ置ク

第四条管理者ハ組合諸般ノ事務ヲ総理ス副管理者ハ管  
理者ヲ補佐シ管理者事故アルトキハ之ヲ代理シ

評議員ハ組合事業ニ係ル諸般ノ事務ヲ評議決定  
シ担当者ハ苗代ノ作業及管理ニ関スル一切ノコ  
トヲ担任ス

トヲ担任ス

第五条管理者副管理者及評議員ハ総会ニ於テ組合員ノ  
中ヨリ指名又ハ選挙シ担当者ハ管理者ニ於テ囑

托ス

但シ当選者ハ正当ノ事由ナクシテ其任ヲ辞ス  
ルコトヲ得ス

第六条管理者及副管理者ノ任期ハ二ヶ年トシ満期再選

スル事ヲ得

第七条管理者副管理及評議員ハ無報酬トス但シ場合ニ

依リ担当ノ手当ヲ給スルコトアルベシ

第八条 管理者ハ共同稲苗代ノ作業及管理ニ関シ組合員

中ヨリ世話人ヲ推薦シ苗代一切ノ作業ニ従事セ

シムル事ヲ得

但シ世話人ニハ担当手当ヲ支給ス

第九条 本組合ノ事業ハ左ノ如シ

一 苗代地ノ位置特ニ個所数ニ関スル事

二 苗代地ノ播種面積組合員数及種籾ノ数量ニ関ス

ル事

三 稲ノ種類并ニ採種貯蔵ニ関スルコト

四 撰種浸種及播量ニ関スル事

五 肥料ニ関スル事

六 病虫害駆除ニ関スル事

七 除草及灌排水ニ関スル事

八 苗ノ分配ニ関スル事

九 共同跡作ニ関スル事

一〇 基本金ノ積立及保管ニ関スル事

一一 夫役并ニ組合費ノ賦課徴収ニ関スル事

一二 其他必要ナル事項

第十条 共同苗代田ノ位置及ヶ所ノ選定ハ本組合役員ニ

於テ評議決定スルモノトス

第十一条 共同苗代ニ播種スヘキ稲ノ種類ハ梗何種以内

糯何種以内トス

但シ前項ノ種類ハ毎年總會ニ於テ之ヲ協定ス

第十二条 本組合役員ハ稲刈取前ニ於テ立毛ヲ巡視シ翌

年ノ種子用ニ充ツヘキモノヲ撰抜スルモノトス

第十三条 管理者ハ前条ニ依リ撰抜シタル稲籾ヲ交換又

ハ買入ヲナスモノトス

第十四条 種籾ハ適宜乾燥ノ上一定ノ場所ニ貯蔵スルモ

トス

第十五条 種籾ノ撰種ハ一定ノ場所ニ於テ管理者立會ノ

上組合員中ヨリ相当ノ人ヲ推薦シ塩水撰若シク

ハ塩臈汁撰ヲ行フモノトス

第十六条 浸種期間ハ五日乃至十日間トス

第十七条 播種量ハ播種面積一步ニ付三合乃至五合トス

第十八条 肥料ハ役員協議ノ上種類及數量ヲ定メ購入若

シクハ各組合員ヨリ提供セシムルモノトス

第十九条 管理者ハ苗代ノ管理及病虫害駆除予防ニ関シ

組合員ニ勞力若シクハ用品ノ提供ヲ命スルコト

アルヘシ

但シ勞力ヲ命ジタルトキハ相当ノ手當ヲ給ス

第二十條 組合員ハ稲ノ種類及作付反別ヲ毎年九月二十

日迄ニ管理者ニ報告スヘシ

第二十一條 管理者ハ前條ノ報告ニ依リ翌年度ニ於ケル

作付台帳ヲ十二月末迄ニ調製スルモノトス

第二十二條 管理者ハ作付台帳ニ依リ挿梗前抽籤法ヲ以

テ苗ノ分配ヲ為スモノトス

第二十三條 組合員ハ前條ニ依リ分配セラレタル苗ニ對

シ異議ヲ申立ツル事ヲ得ス

第二十四條 本組合ハ毎年三月通常總會ヲ開キ左ノ事項

ヲ決議ス

但シ必要ノ場合ニハ臨時總會ヲ開ク事ヲ得

一 前年度ニ於ケル經費決算ノ認定

一 本年度ノ經費予算并ニ徴収方法

一 事業執行ノ方法

第二十五條 本組合事業年度ハ毎年四月ニ始リ翌年三月

ニ終ル

第二十六條 稲苗代ノ跡作ヲ組合員ニ於テ共同作付ヲナ

シ立毛ノ儘若シクハ其收穫物ヲ競売ニ付シ小作

料、肥料代、世話人手當等苗代ニ要スル諸經費

ヲ控除シ其剩余金ノ全部若シクハ三分ノ一以上

基本財産トシテ蓄積スルモノトス

第二十七條 稻立毛或ハ收穫物競売ノ結果支払金ニ不足

ヲ生スル場合ハ作付台帳ニ依リ種子量ニ割當徴

収スルモノトスル

第二十八條 共同苗代ニ要スル人夫ハ役員協議ノ上種子

一斗ニ付何人ト定メ管理者ニ於テ適宜使用スル

モノトス

第二十九條 共同苗代跡作ニ要スル人夫一切ノ經費ハ組

合員平等課賦徴収スルモノトス

第三十條 夫役ノ賃金及其歩合ハ役員協議ノ上之ヲ決定

スルモノトス

第三十一條 基本財産ヲ処分セントスル場合ハ町村長ノ



認可ヲ受ケルモノトス

第三十二条本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 組合人名及役員名簿

二 作付台帳及苗代図面

三 収支計算簿

四 基本金積立簿

第三十三条本組合員ニシテ本規約ヲ履行セス又ハ不正

ノ行為ナシ公益ヲ害スルモノハ役員会ノ決議ニ

依リ相当所分ヲナスコトアルヘシ

第三十四条規約ノ変更ハ總會ニ於テ組合員過半数ノ同

意ヲ以テ之ヲ決ス

二九、戸島地区奉詔貯金規約

(戸島区所蔵文書)

(表紙)

<p>明治四十二年三月一日</p> <p>奉詔貯金規約</p> <p>戸島村</p>
--

奉詔貯金規約

第一条本部落住民ハ明治四十一年十月十三日詔書聖旨

ニ基キ向フ三十箇年ヲ一期トシ本村基本財産ヲ

造成スルヲ以テ目的トス

第二条本部落従来ノ配り物ヲ廢シ左ノ財源ニ依リ寄付

貯金ヲナス

第三条村内等級(現今)一等ヨリ三等迄ヲ一等トシ四

等五等ヲ二等トシ六等七等ヲ三等トシ八等以下

ヲ四等ト為シ各自醸出ノ種類及其金額ヲ定ムル

事左ノ如シ

種類 一等 二等 三等 四等

婚礼三日祝 七〇銭 五〇 三〇 一五

里帰り 一〇〇 七〇 五〇 三〇

帯祝 七〇 五〇 三〇 一五

初児産見舞 七〇 五〇 三〇 一五

初節句 一〇〇 七〇 五〇 三〇

普請見舞 七〇 五〇 三〇 〇

牡犢出産 一〇〇 八〇 五〇 四〇

出稼婦村 戸主 六〇 四〇 二〇 二〇

出稼婦村 戸主以外(男) 一〇 一〇 一〇 一〇

第四条前条金員ハ「初児出産」婚礼挙行以下各項目共

其期節ノ三日以内ニ部落総代ニ持参スベシ

但シ普請見舞ハ建前当日ヲ其期節ト見做ス、金

額ハ五ヶ年毎ニ変更スル事ヲ得

第五条部落総代ハ前掲ノ醸出表ニヨリ寄付金ヲ收受シ

タル時ハ無遅滞確實ナル銀行へ預入シ利殖ヲ計

ルモノトス

第六条本規約ヲ遵守セザル者アル時ハ村内ノ決議ニ付

シ相当処分スルモノトス

第七条本規約ハ明治四十二年三月一日ヨリ実施ス

右規約ヲ確守スル為メ茲ニ一同署名捺印スルモ

ノトス

明治四十二年三月一日

栗田 寅吉 印

植田 岩造 印

栗田順三郎 印

植田利太郎 印

垣谷 甚助 印

植垣益太郎 印

広川七良右衛門 印

垣谷信太郎 印

垣谷 万蔵 印

植田 彦治 印

佐伯 芳蔵 印

佐伯 仙蔵 印

森垣八右衛門 印

印ヲ有セサルニ付拇印ス

石山 みつ ㊦

植田伊之助 ㊦

栗田梅太郎 拇印

栗田 泰助 ㊦

植田弥左衛門 ㊦

田淵 初蔵 ㊦

有川 民蔵 ㊦

有川 かつ ㊦

佐伯和三郎 ㊦

清水七左衛門 ㊦

垣谷 健蔵 ㊦

稲葉 菊蔵 ㊦

由留佐清一 ㊦

木下六右衛門 ㊦

横田市左衛門 ㊦

由留佐九良左衛門 ㊦

藤田 市助 ㊦

垣谷 希逸 ㊦

植田保之助 ㊦

植田 林蔵 ㊦

垣谷 角蔵 ㊦

三〇、戸島地区への勤儉奨励の

布達および貯蓄組合の要領

(戸島区所蔵文書)

一第六五七号ノ一

明治四十二年九月拾参日

内川村長 岩本九兵衛 ㊦

管理者

横田市左衛門殿

貯蓄奨励ノ義ニ付今般別紙写ノ通り訓令及方法等示サ  
レ候ニ付テハ貴部内一般ニ御指示ノ上然ル可ク奨励シ  
適宣ナル方法ヲ以テ組合ヲ組織相成度此段及照会候也

一甲第一一八九号

明治四十二年九月八日

城崎郡役所

内川村長殿

今般勤儉貯蓄奨励ニ関シ訓令第四十九号ノ次第有之候  
ニ付テハ左ノ方法ニ依リ奨励方可然御処理有之度此段  
及通牒候也

貯蓄奨励ノ方法

一 此際産業組合法ニ依リ一町村ヲ区域トシ信用組合ヲ  
組織セシメ各自勤勉ノ余資ヲ貯蓄セシムルコト一漸  
次町村ノ状況ニヨリ生産、購買、販売ノ各種組合ヲ  
加設スル事

二 信用組合ヲ急速設置スル能ハサルトキ若クハ之ニ加  
入セサルモノ等ニ対シテハ郵便貯金ヲ為サシメ又ハ  
銀行へ預入レヲ為サシムルコト

三 町村ニハ別紙参考書ニ依リ適宜ノ方法ヲ以テ貯蓄規  
約ヲ設ケ信用組合貯金又ハ郵便貯金等必ず各人若ク  
ハ団体ヲシテ貯金ヲ為サシムル事

組合貯金規約

第一条本組合内ニ在ル組合員ハ貯金ノ増殖ヲ計ラン為

メ貯金箱ニヨリテ毎月一回貯金スル事ヲ約ス

第二条前条ノ目的ヲ達スル為メ何某ヲ貯金取扱者ト定

メ貯金取扱簿ヲ備ヘテ其ノ貯金高ヲ明瞭ナラシム

第三条貯金取扱者ハ毎月二十五日ヲ期シ家並順ニ貯金

箱ヲ廻送スルヲ以テ自己ノ貯金口ヨリ之ニ貯金ヲ

投入スベシ

貯金額ハ組合定款ニヨリ何錢以上何円以下トス

第四条貯金箱ノ廻送ヲ始メタルトキハ其日ヨリ三ツ以內

ニ最后ノ貯金者ヨリ貯金取扱者ノ許ニ到着スル様

急速廻送スベシ

第五条貯金取扱者ノ許ニ貯金箱カ到着シタルトキハ貯

金取扱者ハ其ノ持參人ヲ立会人ト為シ直ニ之ヲ開

キ各人ノ貯金額ヲ調査シ貯金取扱簿ニ記入スベシ

第六条貯金取扱者ハ貯金高ヲ記入シタル貯金取扱簿ニ

其金額ヲ添ヘテ其月末迄ニ組合ニ預入ノ手續ヲ了

スベシ

第七条本規約ニ依ル貯金ハ通帳ヲ取扱者ニ託スルカ又

自身携帯シテ理事ニ記入ヲ請求スベシ

第八条 本規約ノ貯金ニ関シ不都合ノ所為ヲナシタルモ

ノハ組合ニ申告シ相当ノ措置ヲ乞フモノトス

第九条 本規約ハ明治 年 月 日ヨリ実施ス

右ノ条項確守スル為メ茲ニ署名捺印スルモノ也

何々信用組合貯金奨励規定

第一条 本組合ハ貯金ノ増殖ヲ奨励セン為メ本規定ニ

ヨリ奨励金ヲ付与ス

第二条 奨励金ハ左ノ三等トス

一等 一ケ年間ニ拾円以上貯金シタルモノ

二等 全 廿円以上貯金シタルモノ

三等 全 卅円以上貯金シタルモノ

第三条 前条ノ奨励金ハ左記ノ通りトシ翌年一月貯金

通帳ニ記入シテ之ヲ付与ス

一等 式拾五銭

二等 五拾銭

三等 七拾五銭

第四条 本規定ハ明治 年度ヨリ実施スルモノトス

貯金組合ノ要領

一 一家ノ経済ヲ安固ニシ町村自治ノ美風ヲ成サンカ  
為ニ勤勉貯蓄組合ヲ設クルモノトス

二 組合ノ区域ハ町村ノ区域ニ依ル

但シ土地ノ状況ニ依リ町村ヲ数部又ハ大字区ニ  
分ケ組合ヲ設クルコトヲ得

三 住民ハ戸主家族ノ別ナク総テ組合員トス

四 組合ニハ組合長一名評議員若干名ヲ置キ無報酬ト  
ス

五 組合員ハ左ノ標準ニヨリ貯金ノ資ヲ作ルコト

イ 副業ノ精励ニヨリ年額一円以上

ロ 婚姻葬儀年賀等臨時費用節約上五拾銭以上

六 組合員ハ本規定ニヨリ貯金ヲ実行スト雖其預入方  
法ハ各自ノ任意トス

イ 貯金通帳ハ各自保管ノコト

ロ 預先及金額ハ組合長ノ需ニ応シ隨時報告スルコ

ト

ハ 預入ハ郵便貯金、銀行預金、信用組合、加盟等  
適宜ノコト

七 組合長ハ組合員ニ対シ本規約ノ実行ヲ促シ毎年七月一月ノ二回貯金人員及貯金額ヲ調査スルコト  
八 組合員ハ貯金預替へ其他緊急ノ場合ニ於テ組合長ノ承諾ヲ経サレハ引出サザルモノトス

以上

貯蓄組合ノ要領

一 町村若シクハ大字区等ヲ一区域トシ貯金組合ヲ組織スルコト

二 組合員ハ

地方農業收穫ノ時期ニヨリ何月何月ノ何期ニ

漁業收穫ノ時期ニヨリ何月何月ノ何期ニ

商家毎日ノ計算ニヨリ月何回

工夫工女ハ賃金貰ヒ受ケ后貯金票ニヨリ

必ス貯蓄金ヲナスコト

三 前項ノ貯金ハ地方ノ状況ニ依リ物品ヲ集メ其売却

代金ヲ以テ貯蓄スルコトヲ得

四 町村内ノ公民権ヲ有スルモノハ前項何期ノ外毎月幾子<sup>註</sup>ツ、貯金ヲ為スコト

五 組合員ハ互ニ奢侈ヲ戒メ冠婚葬祭等ハ身分相應ノ程度ヲ守リ節約ヲ旨トスルコト

六 組合員ノ家族ニシテ特別ノ収入アルモノハ可成各別ニ貯金ヲ為サシムルコト

七 中産以上ノモノハ子女ノ教育資金又ハ婚嫁ノ準備金ヲ造成スル為メ可成子女ノ名義ヲ以テ特別貯金ヲ為スコト

八 貯金ハ可成副産業又ハ夜間及農閑ノ余業ヲ精勵シテ財源ヲ求ムルコト

九 不用品売却其他零碎<sup>註</sup>ノ収入ハ可成貯金ト為スコト

十 貯金ハ郵便貯金又ハ銀行預金ト為スコト

十一 貯金ハ共同貯金ヲ為サス預入各自ノ名義ヲ以テ預入スルコト但シ臨時貯蓄制度ヲ設クルトキハ共同貯金トナシ其幾分ヲ奨励費事務費ニ充テルノ要ア

リ

十二貯金ノ預高漸次増額シタルトキハ組合員ノ協議ニ

依リ信用組合等ヲ組織シ組合員ヘ産業資金供給ノ

方法ヲ設クルコトヲ得

十三貯金額ノ多キヲ望マンヨリ住民一般ニ普及シ永久

ニ持続スルコトヲ旨トスベシ

十四組合ニハ組合長委員及幹事ヲ置キ毎期毎月若クハ

毎日貯金ノ取纏メト其保管支出方法ヲ嚴確ニ規定

スベシ

十五組合員ハ非常ノ災害若クハ不幸ニ遭遇シタル場合

ノ外預金ノ払戻ヲ為サシメザルコト

### 勤勉貯蓄組合準則

第一条 町村住民ハ便宜区域ヲ定メ本則ニ依リ勤勉貯

蓄組合ヲ設置スルコト

第二条 組合ハ規約ヲ設ケ所轄郡長ニ届出ベシ

第三条 組合ハ組合員ヲシテ家業ニ勉メ分限ヲ守リ勤

勉ノ利純ト節儉ノ余財トヲ自管独立ト凶荒予備ノ

基本ヲ作ルヲ目的トスベシ

第四条 組合規約ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

一 目的 二 地区組織及名称

三 事業担当者ニ関スル規定

四 勤勉貯蓄ノ方法並ニ実行規定

五 貯金管理ノ方法 六 右ノ外必要事項

第五条 貯蓄金ハ最モ確實ナル方法ニヨリ利殖預ケト

為スベシ

第六条 最初ハ事情境遇ヲ同フスルモノ互ニ申合セ漸

次一部落ニ及ホシ貯蓄実行ノ普及ヲ旨トスベシ

第七条 組合ハ毎年二回(七月)其組合内ノ貯金一覽表

ヲ作ルベシ

第八条 各町村毎ニ勤勉貯蓄奨励委員ヲ置キ町村内勤

勉貯蓄事業ノ普及發達ニ従事セシム

第九条 本則施行前已ニ存立セル貯蓄組合ハ本令施行

后二ヶ月以内ニ其ノ規約ヲ添へ届出ベシ

### 勤儉貯蓄組合規約

第一条 本組合ハ何々貯蓄組合ト称シ能ク働キ能ク儲

ケ能ク蓄ヘテ家運ノ隆昌ト自治ノ美風トヲ図ルヲ

以テ目的トス

第二条 本村内ニ住スルモノハ必ス此組合ニ加盟シ規

約ヲ確守スルモノトス

第三条 本規約実行上便宜ノ為メ当村居住者ノ区域ヲ

左ノ何部ニ分チ加盟者ノ住所ニ從ヒ各其部ニ属セ

シム

第一貯蓄部 大字何々 第二 何々 第三 何々

第四条 本組合ハ十ヶ年ヲ以テ一期トス明治 年 月

日ヨリ実施シ一期間ハ必ズ継続スルモノトス

第五条 加盟者ハ左ノ各号ヲ守ルノ義務ヲ有ス

一 早起晚寝職業ヲ励精シ休憩時間ハ可成短縮スル

コト

二 夜間及職業ノ余暇ニハ副業ヲナスコト

三 婚儀葬儀年賀等ニ於テ冗費ヲ除クコト

第六条 貯蓄ヲ分チテ定期貯金臨時貯蓄ノ二種トス

一 定期貯蓄トハ一定ノ時期ニ貯蓄スルヲ云ヒ臨時

貯蓄トハ婚姻縁組出産吊祭祝儀等ノ時々ニ貯蓄

スルヲ云フ

一 定期貯蓄金ハ出金者各自ノ貯蓄トシ臨時貯蓄金

ハ各貯蓄部共通シテ公共ノ基本金事業費奨励ヒ

及本組合規約執行費用ニ充ツルモノトス

第七条 定期貯蓄ハ勤勞副業ヨリ得タルモノニシテ左

ノ級別ニ依リ毎月下旬ニ戸主ヨリ出金スベシ

但シ一家都合ニヨリ家族ヲ分割シテ出金スルコ

トヲ得

一等 県税戸数割何等ヨリ何等迄 金何程

二等 .....

三等 .....

第八条 臨時貯蓄ハ左ノ方法ニヨリ規定範囲内ニ於テ

等級ヲ定メ蓄積セシムベシ

一 婚姻ヲ為シタルトキハ二十錢以上十円マテ

一 葬儀アリタルトキハ十錢以上五円マテ

一 居室土蔵蚕室等建物ノ上棟アリタルトキハ五十

錢以上十円マテ



但シ水火其他ノ災害ニ依リ再建築スルモノハ此ノ限ニアラズ

一年賀ノトキハ一円以上五十円迄

第九条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名 村長ヲ以テ之ニ充ツ

委員 若干名 村會議員ヲ以テ之ニ充ツ

幹事 同 每貯蓄部ニ一人ヲ互撰ス

書記 一名 組合長ノ囑託トス

委員ハ幹事ヲ兼ヌルコトヲ得幹事ノ任期ハ二ヶ年

トシ欠員アルトキハ一ヶ月以内ニ補欠選挙ヲ行フ

役員ハ総テ無給トス書記ニハ手当ヲ給スル事有ル

ベシ

第十条 組合長ノ執務概目左ノ如シ

一 勤儉貯蓄ヲ奨励スル事

二 評議會ノ決議ニヨリ違約者ヲ処分スル事

三 定期貯蓄金人別台帳ノ検閲ヲナス事

四 臨時貯蓄金ヲ保管シ其支途ヲ定メ評議會ニ協

事

五 本規約執行ニ係ル費用支払ノコト

六 貯蓄金ノ成績及費用又ハ事業費等ノ計算書ヲ郡

長及加盟者ニ報告スル事

七 委員及幹事ヲ督励スル事

八 會議ヲ開閉スル事

九 臨時貯蓄人別台帳ヲ備置キ送納ヲ受ケタル都

之ヲ登記シ其領收証ヲ交付ス

十 本規約第六条ノ費用支出簿ヲ備置キ支払金額及

事由ヲ明記スベシ

第十一条 委員ノ執務概目左ノ如シ

一 組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ年長者之

ヲ代理スルコト

二 勤勞ト貯蓄ヲ督励シ規約実行ノ狀況ヲ組合長ニ

報告スルコト

第十二条 幹事ノ執務概目左ノ如シ

一 部内居住者ヲシテ規約ニ從ヒ貯蓄ヲ実行セシメ

其ノ狀況ヲ組合長ニ報告スル事

二 規約ノ規定ニ從ヒ部内加盟者ノ貯蓄金ヲ徴収ス

ル事

三臨時貯蓄ノ徴収金ハ組合長ニ送納シ定期貯蓄ノ  
徴収金ハ之カ預入ヲ為シ其ノ貯金通帳ヲ保管ス

ル事

四貯蓄金人別台帳ヲ備置キ貯蓄金徴収ノ都度之ヲ  
登記シ毎月末ニ組合長ノ檢閲ヲ受クベシ

五各自ニ貯蓄仮通帳ヲ交付シ置キ徴収ノ都度之ニ  
金額及年月日ヲ記入シ証印スベシ

第十三条 書記ハ組合長指揮ニ依リ庶務ニ従フ

第十四条 定期貯蓄及臨時貯蓄郵便貯金又ハ銀行貯金  
トス

幹事ハ其徴収セシ貯蓄金ヲ十五日以内ニ送納又ハ  
預入ヲナスベシ

組合長ハ幹事ヨリ送納ヲ受ケタル臨時貯蓄金ハ十  
五日以内ニ預入ヲ為スベシ

貯蓄金保管中盜難其他事故ニヨリ欠損ヲ生シタル  
トキハ保管者其責ニ任ス

但シ天災地變其他不可抗力ノ為メ亡失シタルト

キ及被害者ノ承諾ヲ得タルトキハ此限ニアラス

若シ其被害者加盟者一般ニ係ルトキハ總會ノ決

議ヲ以テ其責任解除ヲナス事ヲ得

第十五条 一ケ年ノ臨時貯蓄金ノ三分ノ一ハ左ノ區別

ニヨリ奨励費ニ充ツルモノトス

三分ノ一 役員償与

三分ノ二 貯蓄者償与

但シ償与ヲ行フモノ少数ナルトキハ本額ノ幾分

止マルコトヲ得

役員償与ハ組合長以下ノ役員ニ償与ス

貯蓄者償与ハ左ノ各号ノ一二該当スルモノニ償与

ス

但シ貯金ノ全部又ハ幾部ノ払戻ヲ為シタルモノ

ハ賞与ヲナス

一 幹事ノ徴収ニ手数ヲ掛ケス即時出セシモノ

二 三等(等級ヲ三等ニ分ケタルモノトシテ)ノ

定期貯蓄者トシテ一ケ年以上ニ涉リ一家三人以

上ノ出金ヲ繼續セルモノ

三 二年以上ノ定期貯蓄者ニシテ一ヶ年以上ニ涉

リ一家五人以上ノ出金ヲ継続セルモノ

同盟者ニ賞与ヲ行フモノナキトキ又ハ賞与ヲ行フ

モノ少ナキタメ残存スル金額ハ基本金ニ繰入ルモノトス

第十六条 会議ハ總會及評議會ノ二種トシ普通會議法

ニ從フ

總會ハ各部ヨリ同盟者十名ニ對シ一名ツ、代表者

ヲ出シ毎年一回之ヲ開キ又臨時總會ヲ開ク事ヲ得

評議會ハ組合長ニ於テ必要ノ時ニ委員及幹事ヲ會

シテ之ヲ開ク

第十七条 總會ノ議決ス可キ事項ノ概目左ノ如シ

一 規約ノ修正及改廢ヲ為ス事

二 決算報告ニ關スル事

三 本規約満期后ノ処分ニ關スル事

四 預金及貯金ノ通帳ヲ檢閲スル事

第十八条 評議會ノ議決ス可事項ノ概目左ノ如シ

一 違約者処分ノコト

二 貯蓄奨励ノ方法ヲ定ムル事

三 臨時貯蓄金ノ支途ニ關スル事

四 定期貯蓄金払戻ニ關スル事

五 其他必要ノ事項

第十九条 役員交送セシトキハ三日以内ニ事務ノ授受

ヲ了スベキモノトス

第二十条 役員ニシテ其職責ヲ尽サ、ルモノハ各本人

ヨリ十錢以上一円以下ノ過怠金ヲ徴取シ加盟者本

規約ノ条項ニ違約シタルモノハ其輕重ニ從ヒ五錢

以上五円以下ノ違約金ヲ徴取ス

付則

一本規約ノ署名捺印ヲ了セハ郡長ニ届出ツヘキモノ

トス爾后修正及改廢ノトキモ亦同シ

右規約ノ全部ヲ承認シ確守ヲ証スル為メ各自署名捺

印ス

何々漁村維持(何々)貯金組合規約

第一条 本組合ハ勤儉貯蓄ノ美風ヲ普及シ組合員ヲシ

テ貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ニ管理者一名ヲ置キ村長ヲ以テ之ニ充

ツ

第三条 管理者ハ本組合貯金ニ関スル総テノ事務ヲ統

理ス

第四条 本村住民ニシテ漁業ニ従事スルモノハ収入金

ノ一割以上ヲ必ス貯金スルモノトス

第五条 貯金ハ漁業ニヨリ得タル売上高ノ一割以上ヲ

貯金スルモノトス

第六条 貯金ハ郵便貯金又ハ銀行ニ預入スルモノトス

第七条 本規約ニヨル貯金ハ非常災害又ハ家事上止ム

ヲ得サル場合ハ管理者ノ承諾ヲ得テ抽出シ使用ス

ルコトヲ得

以上ノ条項確守可仕リマシ為後日記名捺印仕候也

年 月 日

氏 名

印







# 第四節 大正・昭和初期 の国民教化運動

三二、城崎郡役所よりの民力涵養講演会の通達

(戸島区所蔵文書)

(表紙)

大正八年二月以降
役場 往復綴
戸島区長

〔城崎郡公報 第四十四号、大正八年六月十六日〕

民力涵養講演会ノ件

戦後民力涵養ノ目的ヲ以テ今回左記五大要綱ニ関シ内務省ヨリ講師派遣別記ノ通講演会開催可相成ニ付テハ夫々該当者ニ対シ御勧誘ノ上多数聴講候様御配慮相成度此段及通知候也

追テ当日ハ貴職並小学校長ハ必ス出席相成度尚時恰モ農繁期ナルヲ以テ聴講者ノ勧誘ニ関シテハ特ニ御配慮煩度申添候

記

- 一、立憲ノ大義ニ付テ
- 一、立憲ノ思想ニ付テ
- 一、世界ノ大勢ニ付テ

- 一、彼此共済ニ付テ
- 一、勤儉力行ニ付テ

(別記)

一、日時 大正八年六月二十日

午前九時開会 但午後ハ意見交換会ヲ開催ノ見込

二、会場 豊岡町(郡公会堂)

三、講師 福本 誠

内務省囑託 井上良三

四、聴講区域

城崎、出石、養父、朝来、美方、多紀、氷上ノ七郡

五、聴講資格



各官衙ノ主ナル者

各町村役場ノ主ナル者

各学校職員ノ主ナル者

銀行、会社、工場ノ主ナル者

議員、区長、神職、宗教家

各種団体ノ主ナル者

其他有志者

六、聴講者数十七日迄ニ当庁へ御報告ノコト

三三、内川村役場よりの民力涵養講演会の通達

(戸島区所蔵文書)

一第四四七号ノ一

大正八年六月十四日

内川村役場 印

区長 由留佐清一殿

民力涵養講演会ノ件

戦後民力涵養ノ目的ヲ以テ今回左記五大要綱ニ関シ内務省ヨリ講師ヲ派遣シ別記ノ通り講演会開催可相成ニ

付テ八万障御繰合御聴講相成度此段及通知候也

記

一、立憲ノ大義ニ付テ

一、立憲ノ思想ニ付テ

一、世界ノ大勢ニ付テ

一、彼此共済ニ付テ

一、勤儉力行ニ付テ

別記

一、日時 大正八年六月二十日午前九時開会

一、会場 豊岡町郡公会堂

三、講師 福本 誠

内務省囑託 井上良三

一第四四七号ノ四

内川村役場 印

由留佐清一殿

民力涵養講演会ノ件ニ付去ル十四日御通知致置候処別

紙聽講券送付候条万障御操合御聽講相成度此段及御照  
会候也

三四、城崎郡民力涵養実行概目

(戸島区所藏文書)

〔城崎郡公報第八十六号、大正九年十月二十五日〕

町 村 長  
小 学 校 長

民力涵養ニ関シテハ昨大正八年三月内務大臣ノ訓令ニ  
接シ更ニ本年四月本県訓令甲第十五号ヲ以テ之ガ実行  
要目ヲ示サル爾來各町村ニ於テハ之ガ趣旨ノ徹底宣伝  
ニ力メ或ハ既ニ実施計画ノ確立ニ腐心スル等夫々相当  
ノ熟慮ト考究ニ懈リナカリシヲ信ス本部亦曩キニ委員  
ヲ設ケテ全部ニ実施スヘキ実行概目ヲ定メタルヲ以テ  
之ヲ左ニ掲記セリ各位宜シク本概目制定ノ精神ヲ体シ  
テ形式ニ昵マス銳意事実ニ顯現センコトヲ望ム就中戸  
主会ヲ組織シテ之カ活躍善導ヲ促スハ目的達成ノ第一  
要義タルヲ以テ最先ニ斯會ノ成立ヲ期セラルヘク其他

ノ概目実行ニ関シテモ一ニ町村民全般ノ大同協和ニ俟  
チテ始メテ体现シ得ヘキモノタリ而カモ此ノ大同協和  
ノ美俗ハ主トシテ町村内有力階級ノ結束融和ニ基因ス  
ルヲ以テ之等有力者ヲシテ克ク自己ノ地位ヲ自覚セシ  
メ以テ公共奉仕ノ示範ヲ垂レシムルコトハ蓋シ自治振  
興ノ要諦ニシテ亦実ニ民力涵養ノ根帯タリトス

若シ夫レ実行督励委員ノ選叙ニ関シテハ全然情実因襲  
ノ旧套ヨリ脱シテ専ラ適良有為ノ人材ヲ簡拔シ持久一  
貫苟クモ中道ニ弛緩ヲ來サシメサルニ留意シ歩一步履  
踐体现ノ美風ヲ醸成センコトヲ要ス斯クテ自治觀念ノ  
發達ハ獲ラルヘク民力涵養ノ目的亦達成シ得ヘキヲ信  
ス各位宜シク國家ノ前途ト町村將來ノ幸福繁榮ニ稽ヘ  
一意実績ノ収拾ニ努睨サレンコトヲ望ム

大正九年十月二十五日

城崎郡長 中林忠太郎

城崎郡民力涵養実行概目

一、郡内各町村ニ於テハ民風ノ作興民力ノ充実ヲ期ス  
ル為メ左記ノ事項ヲ必行スルモノトス

イ、戸主会婦人会ヲ組織シ自治ノ觀念ヲ培ヒ輯睦協

同ノ美俗ヲ養フト共ニ大ニ奨善矯弊ノ方法ヲ講  
ズルコト

ロ、各種生産ノ増収ヲ図リ就中米麦繭等ニ対シテハ  
累年ニ割増収ヲ期スルト共ニ宅地其他空地ノ利  
用ヲ策スルコト

ハ、小学校教育ノ効果ヲ増進助長スル為メ補習教育  
ノ普及充実ヲ期スルコト

ニ、総テノ儀式及集会ニハ所定ノ時刻ヲ恪守シ皆出  
席ヲ期スルコト

付戸主会婦人会ノ当日ハ可成公休トスルコト

ホ、神域祖先墳墓地ノ清浄管理ニ留意シ可成毎月一

回参拜スルコト

ヘ、祝祭日ニハ必ズ国旗ヲ掲揚シ休業祝意ヲ表スル  
コト

ト、産業組合殊ニ信用組合ヲ設置シ儉素蓄積ノ風尚  
ヲ旺ナラシメ彼此共済ノ実ヲ挙グルコト

チ、婚礼年賀葬儀ニ於ケル弊風ヲ矯正シ去華就実ノ

風習ヲ作ルコト

二、前項ニ掲グル外尚其必要ヲ認メタル事項ニ関シテ  
ハ各町村ニ於テ適宜之ニ付加シ其實行要目ヲ作成  
スルコト

三、各町村長ハ前二項ニ準拠シ戸主会ニ諮リ其實行ヲ  
申合セ規約ヲ作り委員ヲ設ケテ之ガ実行ヲ督励ス  
ルコト

四、前數項ニ掲グルモノ、外大正九年四月一日本県訓  
令甲第十五号ニ基ツキ之カ体得実現ニ努力スルコ  
ト

### 三五、城崎郡養蚕集談会の通達

(戸島区所藏文書)

〔城崎郡公報 第九十六号、大正九年三月二日〕

○養蚕集談会開催 三月二日午前十時ヨリ郡公会堂ニ  
於テ養蚕集談会開催出席者約百二十名ニシテ左記事項  
ヲ協定実行スルコト、シ尚麻生県技手、白倉県立原蚕  
種製造所長ノ講演アリ午後五時終了散会セリ

協定事項

昨年来財界攪乱ノ影響ヲ受ケ蚕糸業ハ未曾有ノ窮境ニ陥リ当業者輒モスレバ意氣銷沈シ前途悲觀ノ嘆声ヲ耳ニスルモ經濟界ノ好況アレバ反動来ルハ常態ニシテ一時ノ現象ニ由リ根底ノ動揺スルガ如キヲ慎ミ諸般施設ノ改善ニ努メ以テ堅実ナル經營ノ基礎ヲ定ムルコト緊要ナリ

第一 養蚕組合ノ確立

イ、部落及町村養蚕組合ノ善<sup>註</sup>及ト其活動ヲ講ズルコト

第二 組合經濟ノ安定

イ、組合基本金、繭価調節金、共濟金等ノ蓄積ヲ実行スルコト

第三 桑園ノ改善

イ、桑園ノ現状調査ヲ行ヒ荒廢桑園ハ改植又ハ春伐リヲ断行スルコト

荒廢セルモノ

改植ヲ断行ス

荒廢ニ近キモノ

春伐ヲ断行ス

ロ、桑園ノ仕立方ハ春夏秋蚕經營ノ方針ト地形ニ応ジ

決定スルコト

ハ、桑園改植ニ要スル人夫ハ合力ノ慣習ニ由ルコト(勞力組合ノ設置)

ニ、桑園ノ肥料ハ青苳大豆(夏作)蚕豆(冬作)其他白給ノモノヲ主肥トシテ金肥ハ補肥トシテ施スニ止ムルコト

(緑肥一〇〇貫ニ對シ石灰三乃至五貫ヲ併用スルコト)

第四 飼育法ノ改善

イ、町村養蚕組合ニ常設技術員ヲ設置スルコト

ロ、期中養蚕教師ヲ招聘シ指導ヲ受クルコト

第五 蚕具ノ自産自給

イ、冬期農閑ノ祭蚕籠、蚕筵、蚕網等ヲ製造スルコト

第六 蚕種ノ自産自給

イ、養蚕家ヲ株主トセル蚕種会社又ハ産業組合法ニ依リ生産販売組合ヲ創立シ品種ノ統一善良ナル蚕種ノ自給ヲ図ルコト

第七 民力涵養

養蚕組合ノ統一發達ハ組合員ノ人格向上經濟ノ安定充  
實ニ竣ツ大ニ時間勵行、陋習打破、衛生改善、精神修  
養（戸主会、婦人会、青年会、処女会、養老会等ノ設  
置活動）産業組合ノ普及、農事林業畜産等ノ改善ヲ申  
合セ実行スルコト

第八 其他養蚕組合ノ行フベキ事業

講演講話会、団体視察、桑苗接木講習、桑樹剪定講習、  
共同苗圃共同早生桑園、害虫菌共同駆除予防、模範桑  
園、試験桑園、桑園品評会

共同設備（蒸汽消毒所、藥品消毒器具、催青器、製簇  
器等）

共同購入（蚕種、蚕具、肥料、桑苗、木炭、其他）

蚕室共同改良、蚕種共同貯蔵、共同催青、稚蚕共同  
飼育、連年違作者ノ研究改善、桑葉需給ノ調節、成繭

共同販売、屑繭共同処置、産繭品評会、養蚕家經濟調  
査、飼育施肥等ノ標準作成、人夫賃桑摘實ノ協定、諸

帳簿ノ整備

三六、消費節約に関する城崎郡小学校長宛通達  
（戸島区所蔵文書）

各 小 学 校 長 殿

消費節約ニ関スル件

〔城崎郡公報第百三十四号、大正十一年十月五日〕

曩ニ民力涵養ニ関スル訓令ヲ発セシヨリ慈ニ三歳此間  
各位ハ之カ必行事項ニ基キ夫々適切ナル要目ヲ設定シ  
宣伝実行ニ努メラレタル結果漸次成績ノ見ルヘキモノ  
アルニ至リタルハ邦家ノ為誠ニ欣喜ニ堪ヘサル所ナリ  
モ本事業タル一ニ不断ノ努力ト真執ノ活動トニ依リ始  
メテ事功ヲ挙クヘキモノニシテ一時ノ運動ニ終ルカ如  
キハ斷シテ採ラサル所ナルハ言フマテモナキ儀ニ有之  
而シテ其宣伝実行ニ当リテハ必行事項ノ何レニカ亘リ  
テ郡民ノ精神ヲ緊張セシムルノ須要ナルハ固ヨリ言ヲ  
俟タサルモ亦時弊ニ対応シテ採択其宜シキヲ制シ以テ  
郡民ヲシテ其ノ帰響スル所ヲ知ラシムルノ考慮ヲ忘ル  
ヘキニ非スト存候

我国經濟界ノ現状ヲ見ルニ今尚好況ニ伴フ反動時代ヲ

脱セス外貿易ノ不振ハ輸入超過ノ大勢ヲ招來シ内物価ハ依然トシテ低落ノ趨勢ニ向ハス生活不安ノ声其跡ヲ

絶タサルカ如キ寔ニ寒心ニ堪ヘサルモノ有之而シテ此

危機ヨリ擺脫セムトスルニハ国ヲ挙ケテ自觉自制之ニ

処スルノ覚悟ナカルヘカラサルコト、存候今ヤ政府ハ

極力財政及行政ノ整理緊縮ヲ図リ此難局ニ当ラントス

ルニ際シ各位ハ益々本事業ノ歩ヲ進メ郡民各自ヲシテ

其生活ヲ簡易ニシ消費ヲ合理的ナラシメ勤儉ノ俗ヲ興

シ節約ノ風ヲ奨メ余財ヲ蓄積シテ国力ノ充実ヲ図ラシ

メ以テ時弊ノ匡救ニ力ヲ致シ民力涵養ノ實蹟ヲ挙クル

ニ努メラレ度仍テ茲ニ已往ノ實蹟ニ鑑ミ本事業ニ対ス

ル当今ノ要項ヲ左ニ列挙致「 破レ 「況ニ

応シテ其ノ宜シキニ從ヒ之カ実行ヲ期セ「 破レ

「テ此等運動促進ノ衝ニ当

ラシメ其行動ヲ自發的ナラシムルコト

一、社交儀礼其他一般慣習ヲ始メ個人生活ニ亘リ消費

節約ニ関スル調査委員等ヲ挙ケ節約実行ノ項目方

法等ヲ定ムルコト

一、産業組合、戸主会、主婦会、青年団、在郷軍人会、

処女会等ノ諸団体ヲ相連絡セシメ互ニ提携呼応シ

テ此等ノ運動ヲ行フコト

一、消費節約ノ実行ト共ニ勤儉貯蓄ノ奨励ヲナスコト

三七、内川村の国民精神作興に

関する講演会の通達

(戸島区所蔵文書)

一第一九一号ノ一

大正十三年三月二十九日

内川村役場 印

各区長殿

国民精神作興ニ関スル講演会開催ノ件

標記講演会左記要項ニヨリ開催可致候条聴講者之集合

方御取計相成度此段及照会候也

左記

一、日時場所 四月八日午后一時 内川村役場

- 二、講師 兵庫県嘱託 小田直蔵
- 三、聴講者 戸主会員 全部
- 四、講演ニ先チ国民精神作興ニ関スル詔書ノ奉読

三八、内川村戸主会々則

(来日公民館所蔵文書)

(表紙)

儉約規約 戸主会則 同実行事項 賭博及規約 屋外窃盜規約	規約 綴 第七十二号
--	------------------

内川村戸主会々則

- 第一条 本会ハ城崎郡内川村戸主会ト称ス
- 第二条 本会ハ内川村ノ住民ニシテ一戸ノ戸主又ハ世帯主ヲ以テ組織ス
- 第三条 内川村ノ住民ニシテ一戸ノ戸主又ハ世帯主タルモノハ本会員タルノ義務アルモノトス
- 第四条 本会ハ民風ノ作興民力ノ充実ヲ期スル為メ左

記ノ事項ヲ必行スルヲ以テ目的トス

- 一、農村自治自制ノ觀念ヲ培ヒ輯睦協同ノ美俗ヲ養フト共ニ獎善矯弊ノ方法ヲ講スル事
- 二、時間ノ貴重ナル事ヲ自覚シ万事ニ所定ノ時刻ヲ勵行スル事
- 三、各種生産増収ヲ計ルコト就中米麦雜穀繭ニ対シテハ二割増収ヲ期スルト共ニ宅地其他空地ノ利用ヲ策シ生産増加ヲ計ル為メ各種ノ講演講話会ヲ開催スル事
- 四、神社ノ境内及祖先ノ墳墓地清浄管理ニ留意シ可成毎月一回以上參拝スル事
- 五、祝祭日ニハ必ス国旗ヲ掲揚シ祝意ヲ表スル事
- 六、諸税金ハ必ス納期完納ヲ期スル事
- 七、産業組合殊ニ信用組合ヲ設置シ儉素蓄積ノ風尚ヲ旺ナラシメ彼此共済ノ実ヲ挙クル事
- 八、祭礼年賀婚礼出生疾病葬儀等ニ於ケル冗費ヲ節約シ弊風ヲ矯正ス

- 第五条 本会ハ之ヲ左ノ八支部会ニ分ツ

二見 上山 簸磯 来日

結 戸島 楽々浦 飯谷

第六条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 壱名 副会長 壱名

部長 八名 理事 壱名

評議員 十七名

第七条 本会役員ノ任選左ノ如シ

一、会長ハ村長ノ任務トス

一、副会長ハ助役ノ任務トス

一、部長ハ各区長ノ任務トス

一、理事ハ役場吏員中ヨリ会長之ヲ囑託ス

一、評議員ハ各支部内ヨリ徳望家ヲ選出シ会長之レヲ推薦ス但シ兼任ヲ妨ケズ

第八条 役員ノ任期ハ公職ノ任期ニ付随ス

但シ評議員ハ四ヶ年理事ハ無期限トス

第九条 本会ノ役員ノ任務左ノ如シ

一、会長ハ本会一切ノ事務ヲ総理ス

一、副会長ハ会長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ代理ス

ルモノトス

一、部長ハ会長ノ命ニ依リ其部内ニ於ケル一切ノ事務ヲ所理ス

一、理事ハ会長ノ示指ニヨリテ会務ヲ所弁シ及會計ヲ掌ルモノトス

一、評議員ハ經費ニ関スル事項ヲ議定シ其他事業遂行上ニ就キ必要ナル事項ノ協賛又ハ提議決定スルモノトス

第十條 役員ハ総テ名譽職トス

第十一條 本会ノ集会ハ左ノ三種トシ会長之ヲ召集ス但シ時宜ニヨリ臨時会ヲ開催スル事アルベシ

一、部長会ハ事業執行上ニ関スル件ニ付必要ニ応シテ之レヲ開催ス

一、評議員会ハ一年一回二月ニ開會ス

一、各部總會ハ東西ノ二ツニ分チ毎年三月兩校ニ召集シ評議員会ニ於テ決議ナシタル事ヲ披露実行ヲ期スルモノトス

第十二條 本会ノ經費ハ本会ノ基本財産ノ利子及村補



助金其他篤志家ノ寄付金ヲ以テ之ニ充ツ

第十三条 本会ノ会計年度ハ曆年度ニヨル

第十四条 前年度ノ会務成績及会計決算ハ翌年度ニ於

テ評議員会ノ認定ヲ経各部総会ニ報告スルモノト  
ス

第十五条 本会則ニ因ル実行規約ハ別ニ之ヲ定ム

第十六条 本会ノ会則ハ評議員ノ決議ニヨリテ加除訂

正スル事ヲ得

付 則

第十七条 本会則ハ總會ノ決議ヲ経タル日ヨリ之ヲ施

行ス

〔原文の書込〕

〔昭和六年二月追加〕

一、毎年施行スル押上げハ半日間トシ午後ヨリ開始ノ

事

一、毎月二回（十日二十日）禁酒禁煙ヲ励行ノ事

一、地築建前等ニ送ル酒ハ金銭ニ改ムル事

一、亥ノ子蚕ボユリハ之ヲ廃ス

一、伊勢講ハ神酒三合トナス

一、年末ノカガリハ惣テ夜会トス

三九、内川村来日儉約規定

（来日公民館所蔵文書、三八と同じ綴）

〔原文に書込〕

「大正七年大災害後ノ為メ左記儉約事項及蓄積方法ヲ  
規定シ共同一致ノ精神ニヨリ本村富力ノ復活増進ヲ期  
スルモノトス」

一、建築見舞、病氣見舞、産屋見舞、忘中見舞、嫁婿

ノ里帰、初節句祝ノ配り物ハ廃止ス

二、初老（四十二）ノ祝ハ客ヲ招キ祝宴ヲナス事ヲ廢

止シ其家其年ノ通常村税戸数割ノ五分ノ一ヲ十二

月一日現在ニヨリ其年末ニ区長ニ納付スルモノト

ス

右納付金トハ部落蓄積金トシテ蓄積シ儉約事項実

行ヲ廢止シタル場合ト雖モ納付金ハ永久ニ継続シ

蓄積スルモノトス

但シ納付金ハ配偶者ノ一方ノ戸主ニ限ル

三、婚礼新客ハ従前ノ通りトシ村客ハ廃止ス

親戚友人手伝雇人ノ饗応ハ膳外ノ馳走ヲ禁止ス祝

ハ相当節約スルモノトス

四、仏事ヲ営ントスルモノハ新仏ヲ除ク外掲法事トナ

ス

掲法事ノ寺上ケハ左記ノ通りトス

〔書込〕

二、等 齋米 壹斗 布施一円五十銭

三・四・五等 七升 一円

七・八・六等 五升 八十銭

九・十・十一等

四升 六十銭

十二・十三・十四・十五等

三升 四十銭

五、初節句ノ祝ハ全廃ス

但シ幟一本ノミ立ツルハ此限りニアラズ

六、年始ノ節会ハ廃止ス

七、葬式、立供養及村内悔ミ人ノ膳部ハ廃止ス

但シ香典ハ従前ノ通りトス

儉約事項ニ違背シタルモノハ過怠金貳円ヲ徴収ス

ルモノトス

前記事項ニ違背シタル事ヲ目撃又ハ聞知シタルモ

ノハ口頭若シクハ書面ヲ申告函ニ投入ノ方法ニヨ

リ区长ニ通報スルヲ要ス

本規定ハ即日実施ス

大正十年三月一日

内 川 村 来 日

付

養鶏ハ垣ノ内ニテ飼育シ絶体ニ飼放シセザルモノトス

右ニ違背シタルモノハ過怠金三十銭ヲ徴収スルモノト

ス

本件ハ大正十年四月八日ヨリ実施ス

四〇、内川村戸主会実行規約

(来日公民館所蔵文書、三八と同じ綴)

内川村戸主会実行規約

◇神祇に関する件

一各部落氏神の例祭日は本村一帯十月十五日とし親戚知己の往来は厳禁す

◇祝儀に関する件

一婚礼、年賀、節句、宮詣、帯祝

一婚礼には必要の手伝人以外普通村客を廃し新客並に新戚の饗宴最も質素を旨とし手伝人の膳部は膳外三品以内に止む

一年賀には任意餅を配るとも他人向の響応は廃する事但し親戚の饗宴を開くに付必要の手伝人を招くは此の限りにあらずと雖も膳部は膳外三品以内に止む

一初節句に幟雛等の贈物は金品に改め親戚の饗宴を開くに付必要の手伝人の外は招かさる事且平年の節句に於ても物品の贈答を廃し猶幟は絶対建てざる事

一子供の宮詣饗宴には親戚並に産婦に最も関係厚き者及之に必要な手伝人の外普通村客を廃し之に代ふるに子供を招宴する事猶産衣及之に付随する物品の遣取は金に改むる事

一帯祝に嫁婚の実家より物品の贈物を受けす而して招宴を廃す

一結納披露及衣裳見を廃する事

一嫁婚の就縁に付立呼を廃する事

◇葬儀仏事に関する件

一、葬儀に於て必要なる人員の多は手伝を受けす亦供養膳は廃する事組合及斉仲間に対しては酒三升以内に於て煮メを以て膳部に代ふ穴堀場の酒は其量三升以内とす

一忌明の礼には口頭又は書状を以て陳謝し香奠返し物品を送る事を廃す

一香奠の遣取は其部落以外は廃する事部落内の悔客と雖も膳部を為さず

但し親族関係あるものは此限に非ず

一 仏事は新仏に限り法会を営み其他は上げ法事とす

但し真宗信者の家は此限に非す新仏とは一週忌に至る迄の仏を謂ふ注意上げ法事と雖も寺院の布施其他

齊米を減せざる事

一 七日呼は廃する事

一 焼香は一と七日迄とす

一 精心落呼は廃する事

◇ 交際に関する件

一 産婦の御伽は廃する事

一 産屋見舞の遣取は廃する事

一 軍人の送迎は可成盛大にする事 錢別は随意たりと雖

軍人退營の際に於ける郷里の土産物は廃する事

一 軍人入營の際其家に於ける離別会は親戚関係者の外

は絶対に禁止の事

但し有志者の送別会は此限に非す

一 盆、年末、両節季に歳暮品の贈答及歳の暮宴会、年

始宴会、盆宴会を廃する事

但し親戚間は此限に非す

一 病氣見舞、忌中見舞、初節句、嫁婿の里帰り、子供

の歩き初め、普請見舞、其他配餅は絶対廃止の事

一 総て饗応事には子供呼を廃す

但し子供の宮詣饗応は別とす

◇ 衛生に関する件

一 患者の汚物は谷川上流にて洗滌せざる事

一 流行病患者の家にて来客に対し饗応ケ間敷事は廃止

の事

◇ 風儀に関する件

一 褌行掛襦の着用は廃する事

一 病人見舞者は家人の承諾を得ずして猥りに病室に入るを遠慮する事 産婦見舞者亦同じ

一 病人見舞者又は一般会葬者は病家葬家に対し可成迷惑を掛けざる様注意する事

◇ 消防に関する件

一 消防組合を奨励すると共に常に火の要鎮用止に留意し万

一 火災の際には戸主は必ず消防に尽力する事 猶日常

夜番の打廻を励行する事

◇ 追 則

一本規約に違背したるものある時は其支部会の実行委員会の告発により委員長は譴責又は微罰赤旗を建つる事

一本規約を實行する為め村長を委員長とし各支部の評議員を實行委員とす

一此規約は戸主会の責任規約として厳守実行すへき事

四一、来日地区賭博及び屋外窃盜制止規約

(来日公民館所蔵文書)

大正十一年二月五日制定
賭博及屋外窃盜 制止規約 正本
来 日 村

賭博屋外窃盜制止規約

第一条 時勢ノ進運ニ伴ヒ本村風紀改善ノ為メ本村住民ハ絶対ニ賭博及賭博宿又ハ屋外窃盜ヲナサザル

モノトス

第二条 前条ノ制<sup>正</sup>司ハ本村青年会之ヲ掌ル

第三条 第一条ノ違犯者ハ左記ノ区別ニヨリ違約金ヲ

徴収ス

一、賭博宿ヲナシタルモノ 金拾五円

二、賭博ヲナシタルモノ 金 五円

三、屋外窃盜ヲナシタルモノ 金 五円以上 五円以下

四、再犯以上ハ壹度ヲ増ス毎ニ初犯ノ半額ヲ増徴ス

第四条 第一条ノ違犯者ニシテ警察官ノ手ヲ經テ懲罰セラレタル者ハ第三条を適用セズ

第五条 違犯者中他村ノ者アルトキハ之レヲ放逐シ当人ノ納ムルニ該当スル違約金ハ宿ヲナシタル者ヨリ之ヲ徴収ス

第六条 違犯者ニシテ違約金ヲ納ムル能ハザル者ハ五日以上二十日迄ノ範圍ニ於テ淺黄旗ヲ違犯者ノ屋

上ニ立ツルモノトス

第七条 本規約ノ違約金ハ青年会ノ所得トス

第八條 本規約ハ正副二本ヲ作製シ正本ヲ区長保管シ

副本ヲ青年会保管ス

第九條 本規約ノ改訂ハ総会ノ決議ニヨル

付則本規約ハ決議ノ日ヨリ実施ス

本規約ヲ堅ク遵守スル為メ慈ニ署名捺印ス

仲井久藏

松田清七

谷垣忠左衛門

小幡弥助

小幡弥左衛門

岩本惣左衛門

谷垣源之助

吉本鐵藏

小幡安治郎

小幡勝藏

谷垣浅吉

宮下岩治郎

四二、城崎町勤儉節約規約

(秦忠雄家所蔵文書)

虚礼廃止勤儉節約ニ関スル規約

湯島区ハ 詔勅ノ御主旨ニ鑑ミ併セテ当区将来ノ発展

ニ資スルガ為メ今後一致シテ従来ノ虚礼ヲ廃シ一層勤

儉節約ヲ励行シ先ツ二ケ年間ヲ限り別項ノ規約ヲ嚴守

シ期限後ハ時ノ情勢ニ考ヘ更ニ緩急ヲ計リ適宜之ヲ修

正スルコトアルモノトス

一、休日ヲ定ムル事左ノ如シ

(1)正月 三日間

(2)開山忌 一日

(3)盂蘭盆 二日間

(4)氏神例祭 二日間

(5)各職人ノ休日ハ従来ノ朔日十五日五節句及大祭日

等ヲ通算シ毎月二日ヲ越ユベカラザル事

二、贈答

一、出生

足洗、宮参り、初節句、誕生日等ニ配り物ヲナス

事ヲ禁止スル事

二、結婚

部屋見舞等ノ配り物ヲナサザルコト

三、葬式

香典返シヲ厳禁スルコト

四、一般ノ中元、歳暮、年玉等ノ贈り物ヲ禁止スルコト

コト

但シ神社、寺院其他特別ノ関係アルモノハ此限

リニアラズ

五、歳祝、新築祝、全快祝、入退営ノ祝儀等ノ贈答

ヲ廃止スルコト

御影供、会式、十夜、達磨忌等二重ノ内ノ遣り

取りヲナサザル事

三、饗宴

一出 生

帯祝、足洗、宮参り、初節句、誕生等ニ対外的ニ

宴会ヲ催サザル事

二結婚

結婚ノ祝宴ハ身分ニ応シ一日間長キノモ二日間ニ

終了シ料理ノ種類ノ多キヲ誇ラズ可成質実ヲ旨ト

スベキコト

三葬式

葬式ノ際ハ哀悼ノ意ヲ表スベキ筈ニ付質素ナル精

進料理ヲ用ヒ酒類ハ一切禁止スルコト

初七日ノ供養ハ簡單ナル品物ノ配り物ニ止メルコ

ト

其他ノ忌日々ノ供養も可成質素タルベキコト

四、入退営ノ祝宴ヲ廃止スルコト

五、各町ニ催ス臨時待八年二回ヲ越ユルベカラザルコ

ト

六、諸饗宴ハ総テ送膳ヲナサザル程度ヲ旨トスルコト

七、諸饗宴ニハ酒盃ノ献酬ヲ廃シ決シテ酒ヲ強ザルコ

ト

其他

一各自身分ニヨルベキモ可成綿服タルベキコト

二可成貴金屬ノ奢侈品ヲ使用セザルコト

右規約ヲ遵守セズ惹テ一般ノ風紀ヲ紊乱スルト認ムルモノハ負担力アルモノトシテ町会ノ決議ニヨリ町税ヲ

重加スル事アルモノトス

大正十二年十二月

城崎町役場

### 四三、一見地区節約実行規定

(内川村誌史料)

#### 節約実行規定

##### (一) 時間

一、諸会合ニハ公私共必ず所定ノ時刻ヲ違ヘヌコト

##### (二) 婚 礼

一、婿入、嫁入

イ、荷物ハ箆筒一棹、長持一棹外ニ琉球一棹及小

荷三荷(進物ヲ除ク)ヲ最大限度トシ各自其

分ニ応ジテナスコト

ロ、菓子ハ包或ハ袋ニ入レザルコト

ハ、嫁ノ色直シハ廃止スルコト

二、桶<sup>桶</sup>襦<sup>襦</sup>ハ廃止スルコト

ホ、衣裳見並ニ結納披露ハ廃止スルコト

ヘ、出立ハ親戚及隣家ニ止ムルコト

ト、里帰りノ土産ハ廃止スルコト

##### 二、婿取、嫁取

イ、結納ハ可成料トシ最高ヲ式百円ニ限定ス

ロ、荷物ハ凡テ遣ル時(婿入、嫁入)イ、二準ズ

ハ、祝儀ノ招宴ニハ婿取ハ男客、嫁取ハ女客トシ

親戚隣家ニ止メルコト

二、大盃ハ一回ニ止ムルコト

##### (三) 出 産

イ、初着ハ廃止スルコト

ロ、出産ニ対シテハ近隣又ハ組合ニテ一戸拾錢宛

ヲ集メ一封ニシテ祝フコト

ハ、帯祝、足洗、宮参リノ客ハ全廃スルコト

但シ宮参リニハ近隣ノ子供ニハ少量(一戸五

錢以内)ノ菓子ヲ遣ルコトヲ得



二、幟及雛ハ廃止スルコト

(四) 兵士

イ、入営者ノ個人餞別ハ廃止スルコト

但シ部落ハ金一封(五円以内) 銘旗一旒ヲ餞

別トシ入営十日前ニ贈ルモノトス

ロ、入営兵士ノ家庭ニ対シテハ日役ヲ免除スルコト

ト

但シ長期ニ亘ル志願兵ハ二ヶ年ニ限定ス

ハ、入退営ニ対シ招客ハ全廃ノコト

ニ、入退営兵士ニ対スル送迎ハ玄武洞駅マデトス

但シ送迎ニハ必ず一戸ヨリ一人以上参列ノコト

ト

ホ、土産物ハ全廃スルコト

但シ部落ニハ総土産(酒一升)ヲ使フ事トシ

氏神ニ供ヘルコト

ヘ、歓迎会ハ帰郷直後氏神社前ニ於テ乾盃ノ略式

ヲ以テ全員(戸主)参列施行ス

但シ挙式酒ハ土産酒ニ部落分一升ヲ加ヘ二升

トス

(五) 年賀

イ、配餅ハ任意トス

ロ、饗宴ハ廃止ス

(六) 交際

イ、歳暮、中元ノ贈答ヲ廃止スルコト

ロ、年始及盆礼ハ極質素ニシ子供ノ祝ヲ廃止スル

コト

ハ、諸見舞、見舞返シヲ廃止スルコト

但シ特別ノ事情ニ因リ使用ノ場合(委員会承

認)ト雖モ大重ハ絶対使用セヌコト

(七) 葬祭

一、葬式

イ、酒ハ外勤(死ニ使、買物行)ニハ程度ヲ越サ

又範圍ニ使用シ其他ハ極少量ニ止ム

ロ、野勤(穴場)人員ハ五人内外トシ酒ハ一升ニ

限定ス

ハ、葬儀ハ可成組合ニテ行ヒ膳ノ使用ヲ廃止シ凡

テにぎり飯（にしめ）ニ改ムルコト

但シ他所ノ悔客ハ其ノ限リニアラズ

二、寺ハ迎送共可成野勤（穴場）ニ頼マヌコト

ホ、白無垢着用適宜トス

へ、仏壇参リハ一七日（毎晩）其他ノ連夜ヲ三回

（二十一日、三十五日、四十九日）ニ止メ酒

及膳ヲ使用セズ凡テにぎり飯（にしめ）トス

ト、香典返シハ廃止スルコト

二、法 会

イ、忌明ノ招客ハ廃止スルコト

但シ葬式当時世話ニナリシ人ニ限リ金貳拾銭

以内ノ配リ物ヲナスコトヲ得

ロ、忌明ノ礼歩キハ部落内ニ止メ他所ハ葉書ニテ

礼状ヲ出ス事

(八) 寄 付

イ、勸化及寄付ハ他ヨリ請求ヲ受クル共絶対ニ謝

絶スルト同時ニ部落ニテモ他ニ依頼セヌコト

ロ、左記様式ノ立札ヲ部落入口ニ建テ諸寄付勸化、

押売、物貰ヒヲ謝絶スルコト

一 諸勸化押売

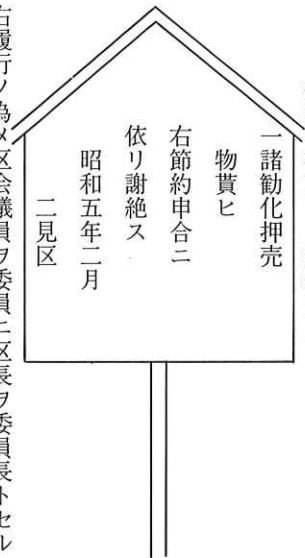
物貰ヒ

右節約申合ニ

依リ謝絶ス

昭和五年二月

二見区



右履行ノ為メ区会議員ヲ委員ニ区长ヲ委員長トセル

実行委員会ヲ組織シ徹底の実行ヲ期ス万一本規約ニ

違背又ハ実行セザル場合若シクハ妨害スルモノニ対

シテハ委員会ニ付議シ部落（村及寺モ含ム）等級ヲ

進ムル方法ヲ取ルモノトス

但シ特別ノ事情ニヨリ実行シ難キモノアル場合ハ本

人ヨリ委員長ニ申出デ委員会議ニ付シ特ニ認ムルコ

トアルベシ

昭和五年二月九日

城崎郡内川村二見区

四四、内川村婦人会来日支部会則

(来日公民館所蔵文書)

内川村婦人会来日支部会則

第一条 本会ハ教育勅語・戌申詔書・国民精神作興ニ関スル詔書ノ趣旨ヲ奉体シ婦女ノ徳性ヲ涵養シ家政家事及ビ家庭ニ関スル智徳ヲ磨キ婦道ノ向上ヲ料ルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ内川村婦人会来日支部会ト称シ事務所ヲ来日公会堂内ニ置ク

第三条 本会ハ本部落在住ニシテ六十五歳以下ノ主婦及ビ既婚婦人ヲ以テ組織ス

但シ一戸ノ定員一人トス

第四条 本会員ハ何人タリトモ組合作業ヲ従事スルノ義務アルモノトス

但シ部落費免除ノモノハ此ノ限りニアラズ

第五条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

(一) 会長一名 (二) 副会長一名 (三) 理事七名

第六条 前条役員ハ凡テ總會ニ於テ選挙シ任期ハ二ケ年トシ再選ヲ妨ゲズ補欠ニヨリテ就任セルモノハ

前任者ノ任期ヲ継承ス

第七条 職務権限

(一) 会長ハ本会会務ヲ統べ且ツ本会ヲ代表シ會員ノ指導監督ヲナスモノトス

(二) 副会長ハ会長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ代理ス

(三) 理事ハ必要ニ応ジ役員会ニ出席シ惣会ヲ代表シ議事ヲ弁明ス

第八条 本会ハ第一条ノ目的ヲ達センガ為メ左ノ各項

ノ研究指導及ビ実行ヲ期ス

(一) 国家的精神ノ涵養

(二) 敬神敬老美風ノ助長

(三) 国家教育ノ向上

(四) 生活ニ必須ナル知識ノ開発

(五) 勤儉力行

(六) 衛生思想ノ普及

(七) 社会奉仕事業

(八)風紀ノ改善

(九)生活ノ改善

(十)婦人相互情誼ノ親密

第九條 本会ノ集合左ノ如シ

(一)總會ハ毎年春秋二回之ヲ開キ協議並ニ講演会及

余興ヲ行フ、又時トシテハ会員ノ手芸品製作品

等ノ展覽会・品評会等開ク事アルベシ 但シ必

要ニ応ジテ臨時会ヲ召集スル事アルベシ

第二〇條 本会ノ經費ハ補助金及ビ共同作業ノ純益金

ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第二一條 本支部会則ハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ改廢ス

ルコトヲ得

本会則ヲ決議セラレタ日ヨリ即座ニ之ヲ施行スル

モノトス

昭和五月六月二十八日

内川村来日婦人支部会